

入会及び退会に関する規則施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）入会及び退会に関する規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、規則の施行のために必要な事項を定めるものとする。

(入会申込み)

第2条 本協会の社員となろうとする者（以下「入会申込者」という。）は、規則に定める入会申込書及び誓約書（別記第1号様式）を本協会の事務局に提出するものとする。

(入会調査)

第3条 本協会は、入会申込書等の提出を受けたときは、入会申込者が入会後に所属することとなる支所を担当する理事に、次の各号に掲げる事項について調査させるものとする。

- (1) 入会申込者の事務所が土地家屋調査士法に基づき適切に設置されていること
- (2) 入会申込者が本協会の社員として業務を適切に遂行するために必要な資機材を有していること
- (3) その他審査の参考となる事項

2 調査を行った理事は、調査報告書（別記第2号様式）を作成し、本協会の事務局に提出する。

(理事長の面接)

第4条 理事長は、前条第2項の調査報告書が提出されたときは、速やかに日時を定め、入会申込者と面接し、入会の審査において参考となる事項を聴取するものとする。

(審査)

第5条 理事長は、入会申込者との面接結果を書面又は口頭により理事会に報告する。

2 理事会は、前項の報告、入会申込書等に基づき、入会申込者の入会の可否を決定する。

3 理事会は、審査のため必要と認めるときは、調査報告書を作成した理事に対し書面又は口頭により調査の状況等を説明させることができる。

(入会承認通知)

第6条 規則第3条第2項の規定による入会の承認の通知は、別記第3号様式により行う。

(入会拒否通知)

第7条 規則第5条の規定による入会の拒否の通知は、別記第4号様式により行う。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、理事会決議のあった日（平成25年9月5日）から施行する。

第1号様式

誓 約 書

平成 年 月 日

公益社団法人和歌山県

公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 殿

入会申込者 住 所

氏 名

印

私は、貴協会への入会に当たって、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 協会の定款その他の規則及び社員総会の決議事項を遵守します。
- 2 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行いません。
- 3 担当業務の迅速かつ適切な処理に留意し、協会及び発注者に迷惑をかけません。
また、問題点が惹起したときは、速やかに担当理事に報告し指示を仰ぎます。

調査報告書

入会申込者氏名	
事務所の所在地	
調査日時	平成 年 月 日 () 午前 時 分 ~ 午後 時 分
調査結果	(1) 事務所の適切な設置 (適 ・ 不適) (2) 必要な資機材の有無 (有 ・ 無) (3) その他審査の参考となる事項
意見	入会承認 (相当 ・ 不相当)

平成 年 月 日

調査者

支所担当理事

印

入会承認通知書

平成 年 月 日

様

公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 稲垣 崇

貴殿から平成 年 月 日付けで当協会へ入会の申込みがあり、審査の結果、貴殿の入会を承認し、平成 年 月 日社員名簿に登載しましたのでお知らせします。

今後は、社員として当協会の定款その他の規則及び社員総会の決議事項を遵守し、当協会の発展のためご尽力いただきますようご期待申しあげます。

なお、 月 日までに入会金50,000円及び 期分会費（平成 年 月～平成 年 月分） 円を事務局まで持参又は郵便振替の方法により納付していただきますようお願いいたします。

第4号様式

入会拒否通知書

平成 年 月 日

様

公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 稲垣 崇

貴殿から平成 年 月 日付けで当協会へ入会の申込みがありましたが、審査の結果、下記の理由により入会を拒否することに決定しましたので通知します。

記

- 土地家屋調査士法第42条第2号の規定による業務の停止の処分を受け、その期間中である。
- 土地家屋調査士法第43条第1項第2号の規定による業務の全部又は一部の停止の処分を受け、その期間中である。
誓約書の提出がない。
- 他の公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員として当該協会の運営に対し著しく非協力的であった事実があり、当協会の運営に対しても協力が期待できない。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である。又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない。